③

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

大学機関別認証評価

点検評価ポートフォリオ作成要項

2025 年 6 月

目次

はじめに 1

点検評価ポートフォリオの構成 3

点検評価ポートフォリオの作成方法 4
① 大学の概要・目的 4
② 「基準１ 法令適合性の保証」に関する点検評価資料 9
③ 「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料 12
④ 「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料 15
⑤ 認証評価共通基礎データ 18

点検評価ポートフォリオの提出方法等 19

はじめに

本要項について

一般財団法人大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が実施する大学機関別認証評価（以下「本評価」という。）の評価を受けるためには、本評価を受審する大学（以下「受審大学」という。）は、「点検評価ポートフォリオ」を作成し、本センターに提出する必要があります。

本要項では、点検評価ポートフォリオの考え方、作成方法等について説明します。

点検評価ポートフォリオの考え方

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、大学の方針に沿って適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて、当該大学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しています（学校教育法第 109 条第 1 項）。さらに大学は、その目的や組織の形に応じ、大学を設置する法人に関する評価、大学が設置する学部等の専門分野別の第三者評価、そのほか様々な評価に取り組むことにより、質保証活動を展開しています。

大学には、社会からの信頼を獲得するため、こうした多元化、複層化した大学の内部質保証活動の全体を簡潔に整理した上で、社会に対して示していくことが求められます。本評価では、その整理を「点検評価ポートフォリオ」の様式に従って行うことを求めています。

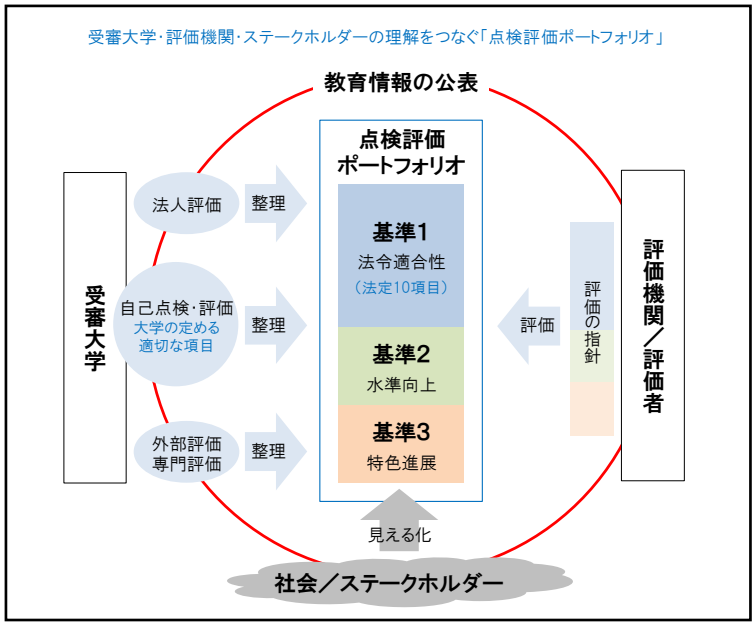

図 点検評価ポートフォリオの役割

点検評価ポートフォリオの特徴

点検評価ポートフォリオの様式は、本センターの「評価の基本的な方針」を踏まえて作成しています。本センターの「評価の基本的な方針」は、実施大綱に示す次の 3 点です。

（1）第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
（2）内部質保証の実質化の促進
（3）本評価以外の大学評価結果の活用

「（1）第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証」に関しては、主に基準 1 において評価が行われることとなります。点検評価ポートフォリオの様式のうち基準 1 に関しては、関係法令への適合状況を

10 の評価事項ごとにそれぞれ見開き 2 ページで記述する形式とし、さらに根拠となる関連資料を原則として Web リンクの提示により提出することを求めるなど、見える化を重視することにより厳格性を高めています。

「（２）内部質保証の実質化の促進」に関しては、点検評価ポートフォリオでは、「大学の概要・目的」において内部質保証体制の図式化を求めた上で、基準１の評価事項「チ　教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」において、内部質保証のための適当な体制を整えているかについての記述を求めます。さらに、基準２においては、内部質保証が有効に機能しているかを確認するため、大学の自己分析の取組みが機能しているかについての記述を求めます。その上で、評価の際には、書面による評価に加えて、実地調査での面談、さらには大学構成員等が広く参加する評価審査会において意見聴取等を行い、内部質保証の実質化に資することを目指します。

「（３）本評価以外の大学評価結果の活用」については、点検評価ポートフォリオで受審大学が示すべき各種の関連資料に、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価など、大学を対象としたさまざまな評価制度の評価結果等を活用できることとしています。このほか、大学ポートレート等他機関が提供する教育情報等を活用することも有効です。

点検評価ポートフォリオと本センターの認証評価

本評価では、点検評価ポートフォリオの様式に適切に情報が整理されその関連資料が公表されること等により、質保証の取組みが確実に行われていることを前提として、本評価の 3 つの評価基準に即して厳格に評価を行います。

点検評価ポートフォリオは、認証評価受審に必要な資料であるだけでなく、内部質保証活動を分かりやすく社会に表明することを重視する観点から、受審大学に対し、大学の Web ページ等で自ら公表することを求めています。

点検評価ポートフォリオの構成

点検評価ポートフォリオは、以下の①～⑤の項目で構成されます。

① 大学の概要・目的

大学の基本的な情報や、大学の目的について記載します。

② 「基準１ 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

「基準１ 法令適合性の保証」は、基盤評価として、大学が行う自己点検及び評価の内容について、法令適合性を保証する観点から評価する基準です。この評価は、「学校教育法第１１０条第２項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価を行うものとして定められている事項について行います。点検評価ポートフォリオでは、基準１の趣旨を踏まえ、前述の省令に基づき本センターが定める評価事項（下表参照）について、様式に従って、自己点検・評価の状況を記載します。

表 本センターが定める評価事項（大学評価基準別紙「基準１に関する評価の指針」より）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
ロ 教育研究実施組織に関すること。
ハ 教育課程に関すること。
ニ 施設及び設備に関すること。
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること。
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
リ 財務に関すること。
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること。
※学校教育法第１１０条第２項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第１条 第２項 第１号に基づき設定

③「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

「基準２ 教育研究の水準の向上」は、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する基準です。点検評価ポートフォリオでは、基準２の趣旨を踏まえ、様式に従って自己の水準分析の状況について記載します。

④「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

「基準３ 特色ある教育研究の進展」は、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価する基準です。点検評価ポートフォリオでは、基準３の趣旨を踏まえ、様式に従って特色ある教育研究の状況について記載します。

⑤ 認証評価共通基礎データ

法令の要請事項に関わる基礎データを記載します。大学機関別認証評価を実施する各評価機関が共通して提出を求めている内容です。

※①⑤の資料は、評価の際には、受審大学の全体像をとらえるための資料として、また基準ごとの分析の関連資料、参考資料等として活用されます。

点検評価ポートフォリオの作成方法

点検評価ポートフォリオの作成は、大学評価基準及び大学評価基準に関する評価の指針を参照の上、次に示す項目ごとの作成方法に従って行います。

■点検評価ポートフォリオ　項目ごとの作成方法

① 大学の概要・目的

「大学の概要」には、以下の（１）～（７）の内容を記述します。

（１）**大学名**

（２）**所在地**（複数の校地・校舎を有する場合は、各キャンパス等名とその所在地）

（３）**学部等の構成**（別科・専攻科等、その他の組織を含む）

（４）**学生数及び教職員数**（評価実施年度の５月１日現在の現員、教員の定義は学校基本調査に合わせる）

（５）**理念と特徴**

（６）**大学組織図**（大学の組織体制を示す図を貼付）

（７）**内部質保証体制図**（大学の内部質保証体制を示す図を貼付）

「大学の目的」には、学則等に定められた大学の目的を記述します。

「大学の概要」（１）～（５）を１ページ、（６）及び（７）を各１ページ、「大学の目的」を１ページの、計４ページで作成することを原則とします。

（記入に際しての留意事項）

※記述されている内容は一例です。

大学の概要

（１）大学名

〇〇大学

（２）所在地

〇〇キャンパス：〇〇県〇〇市〇〇〇〇-〇

〇〇キャンパス：〇〇県〇〇市〇〇〇〇-〇

（３）学部等の構成

学部：ＡＡ学部、ＢＢ学部

研究科：ＡＡ学研究科

ＢＢ学研究科

学部・研究科等の教育研究上の基本となる組織以外のその他の組織がある場合に記述してください。
※ 記述は一例です

その他の組織：教養教育部、〇〇センター、〇〇センター

（４）学生数及び教職員数（****年５月１日現在）

学生：学部****名、大学院***名

教員：**名、助手：**名

職員：**名

（５）理念と特徴

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇人材の育成を図るべく、本学では以下の４点のカテゴリーから、学生の学びを展開している。

大学の理念と特徴を簡潔に記述してください。
※ 記述は一例です

ａ）〇〇の学び

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（６）大学組織図

組織図

組織図を貼付してください。

必要に応じ、大学の組織についての説明文を記述してください。

○○○

（７）内部質保証体制図

内部質保証体制図

内部質保証体制図を貼付してください。

内部質保証体制についての説明文を記述してください。

○○○

学則等に定められた大学・大学院の目的を簡潔に記述してください。

大学の目的

（１）学則

・○○大学学則

（目的）

第１条　○○大学は、○○○

② 「基準１ 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

大学機関別認証評価では、法令の定める事項について必ず評価を行うこととされています。

基準１に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準１に関する評価の指針」に即して、10 の評価事項ごとに法令への適合状況を整理します。

様式は、評価事項ごとに見開きページになっています。

左ページの「（１）自己点検・評価の実施状況」には、原則として１ページで、当該評価事項の法令への適合性に関する自己点検・評価の実施状況を整理します。その際、評価事項ごとに右ページに掲載された関係法令等への適合状況を、必ず説明します。

自己点検・評価の結果については、左ページ下部の「自己評価結果」欄に当該評価事項に適合している等の判断結果を記述します。また、優れていると判断した事項及び改善を要すると判断した事項については、ページ最下部の「優れた点」「改善を要する点」にそれぞれ簡潔に記述します。「改善を要する点」については、改善への取組み状況を併せて記述します。

右ページの「（２）関係法令等に対応する関連資料」には、当該評価事項に関する法令（大学評価基準別紙「基準１に関する評価の指針」に掲載）のうち、本評価において特に重要と考えられる条文を示しています。原則として１ページで、各関係法令等に対応する関連資料の資料名等を記入し、当該資料が公開されている Web ページへのリンクを埋め込みます。関連資料として示す資料には、学内の規程・データ等のほか、専門分野別の第三者評価や、大学を設置する法人に関する評価など、他の評価制度における評価結果等を引用することができます。

なお、評価事項のうち、「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」は、重点評価事項となっています。

左ページ

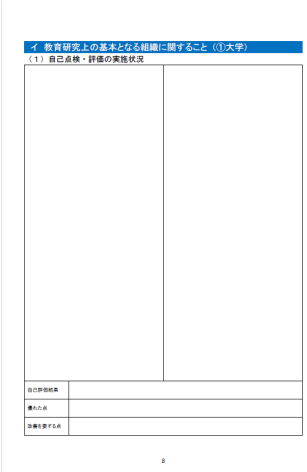

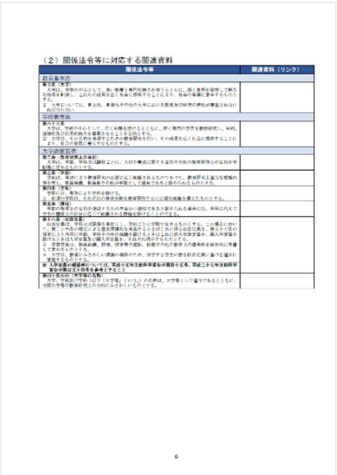

右ページ

【点検評価ポートフォリオ記入様式　「基準１ 法令適合性の保証」に関する点検評価資料】

（記入に際しての留意事項）

※記述されている内容は一例です。

評価事項イ・ロ・ハについては、それぞれ「(①大学)」及び「(②大学院)」のページが設けられています。大学もしくは大学院いずれかしか設置していない場合は、「(１) 自己点検・評価の実施状況」に「該当しない」と記入してください。

右ページの関係法令等に掲載された条文への適合状況を必ず説明してください。

書式は任意です。小項目を設けたり、図表を挿入したりしても構いません。
※ 記述は一例です

自己点検・評価の結果、優れた点及び改善を要する点があった場合、記述してください。
※ 記述は任意です

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、○○○

※記述されている内容は一例です。

「基準１に関する評価の指針」に掲載している評価事項ごとの関係法令等から、特に説明すべき関係法令等を抜粋しています。「関係法令等」の列の内容は変更しないでください。

各「関係法令等」に対応する関連資料の名称を記入してください。

関連資料の名称には、公表URL へのリンクを埋め込んでください。

Web 上で公開されていない資料を関連資料とする場合には、その名称を記入の上、後述する提出方法に従って資料を提出してください。

関連資料が同ページの他の関係法令等と同一の場合、記述を省略したり、枠を結合したりしても構いません。
※ 記述は一例です

点検評価ポートフォリオ内の他のページの記述を関連資料として扱うことができます。

（２）関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	**第七条（大学）** 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 ２　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	**<u>○○大学学則</u>** 第*条（目的） ****年度○○委員会資料
	学校教育法	
②	**第八十三条** 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ②　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
	大学設置基準	
③	**第二条（教育研究上の目的）** 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	（○○法第○条と同一）
④	**第三条（学部）** 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	……
⑤	**第四条（学科）** 学部には、専攻により学科を設ける。 ２　前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	
⑥	**第五条（課程）** 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	……
⑦	**第十八条（収容定員）** 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２　収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 ３　大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 **※ 大学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること**	**<u>認証評価共通基礎データ</u>**
⑧	**第四十条の四（大学等の名称）** 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	……

9

一部の関係法令等には※印で併せて参照すべき関係法令等を示しています。

原則として評価事項（イ～ヌ）ごとに１ページで記述してください。

③ 「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

大学は、その教育研究水準の向上に資するために自己点検・評価を行う必要があります[1]。

基準２に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準２に関する評価の指針」に即して、「情報を体系的に、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

１ページ目には、原則として１ページで、「１）自己分析活動の状況」及び「２）自己分析活動の取組み（目次）」を記述します。

「１）自己分析活動の状況」には、大学の組織的な情報の収集・分析活動の状況を記述します。

「２）自己分析活動の取組み（目次）」には、大学が行う情報の収集・分析の取組みのうち、大学が特に重要と考える分析活動を選び、取組みのタイトルと掲載ページ番号を記入します。

２ページ目以降には、「３）自己分析活動の取組み」（取組みごとのページ）として、情報の収集・分析活動ごとに、原則として１ページで、以下の内容を記述します。

タイトル
分析の背景
分析の内容
自己評価
関連資料

記述する取組みの選択は各大学の判断によることが基本となりますが、内部質保証が機能しているかの観点から重要となる学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する分析の取組みをそれぞれ 1 つ以上記述することが求められます。当該取組みのタイトルの末尾に【学修成果】あるいは【研究環境整備】と記載し明示してください。

記述する取組みの数は、3～5 つとします。

基準２の点検評価資料の作成にあたっては、例えば大学が継続的に作成しているデータ集、アニュアルレポート等を活用することができます。また、大学ポートレートを活用することも可能です。

1ページ目

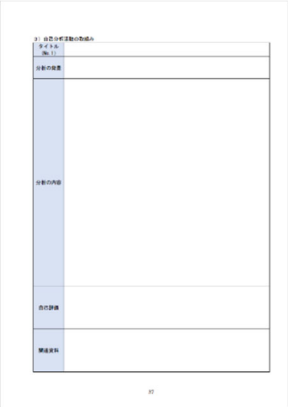

2ページ目以降（取組ごとのページ）

【点検評価ポートフォリオ記入様式　「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料】

---

[1] 学校教育法 第 109 条 第 1 項
大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるとことにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等という」。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（記入に際しての留意事項）

※記述されている内容は一例です。

大学の内部質保証の取組みとして組織的に行っている自己分析活動の状況を記述してください。

1）自己分析活動の状況

本学では、○○○

※記述されている内容は一例です。

３）自己分析活動の取組み

タイトル （No. 1）	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○【学修成果】
分析の背景	○○○。
分析の内容	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

④ 「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

大学機関別認証評価では、大学の特色ある教育研究の進展に資する観点から評価を行う必要があります[2]。

基準３に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準３に関する評価の指針」に即して、「特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

１ページ目には、原則として１ページで、「１）特色ある教育研究の状況」及び「２）特色ある教育研究の取組み（目次）」を記述します。

「１）特色ある教育研究の状況」には、大学の組織的な特色ある教育研究の状況を記述します。

「２）特色ある教育研究の取組み（目次）」には、大学が行う特色ある教育研究の取組みのうち、大学が特に重要と考える活動を選び、取組みのタイトルと掲載ページ番号を記入します。

２ページ目以降には、「３）特色ある教育研究の取組み」（取組みごとのページ）として、特色ある教育研究の進展に資する活動ごとに、原則として１ページで、以下の内容を記述します。

タイトル
取組の概要
取組の成果
自己評価
関連資料

記述する取組みの数は、3～5 つとします。

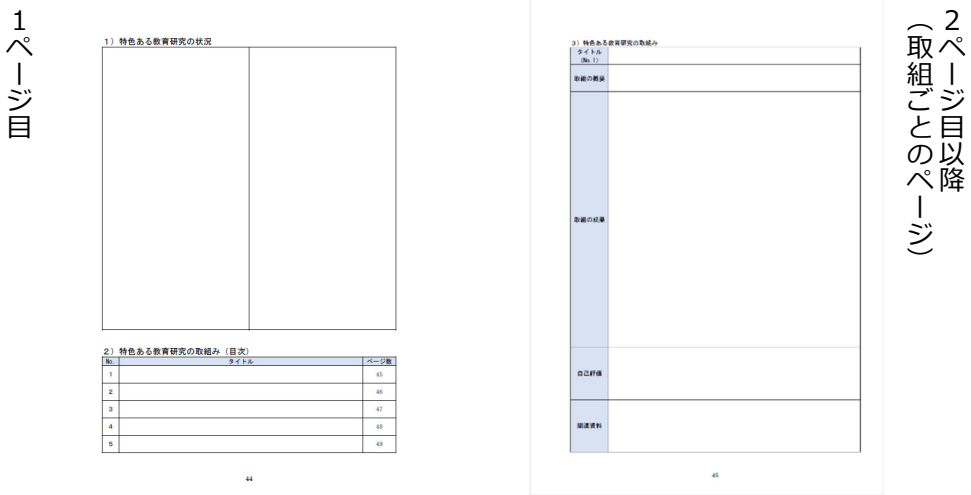

【点検評価ポートフォリオ記入様式　「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料】

---

2 平成 16 年文部科学省令第７号 学校教育法第 110 条第２項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第一条第二項 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

（記入に際しての留意事項）

※記述されている内容は一例です。

大学の特色ある教育研究の取組みについて、取り上げた理由や背景、またその取組みをどのように進展させようとしているのか等について記述してください。

1）特色ある教育研究の状況

本学では、○○○

※記述されている内容は一例です。

３）特色ある教育研究の取組み

タイトル （No. 1）	教職員の資質向上の為の本学独自の取組みについて
取組の概要	○○○。
取組の成果	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑤ 認証評価共通基礎データ

認証評価共通基礎データは、別添の「認証評価共通基礎データ様式」に記載の留意事項を参照の上、記入します。大学設置基準の附則に経過措置規定があることから、様式は【改正前基準】と【改正後基準】の２つがあり、いずれか１つを選択して作成します。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】（専任教員）

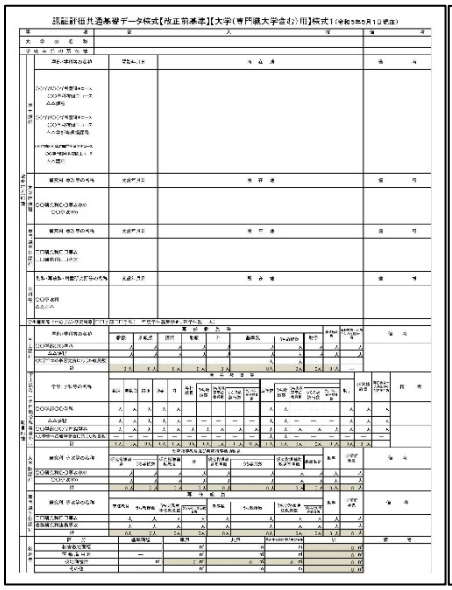

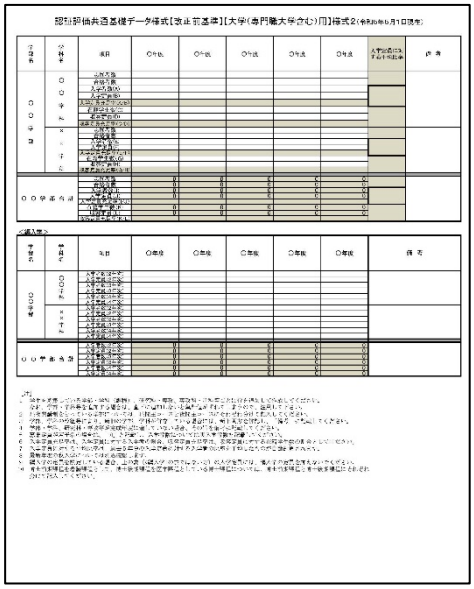

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】（基幹教員）

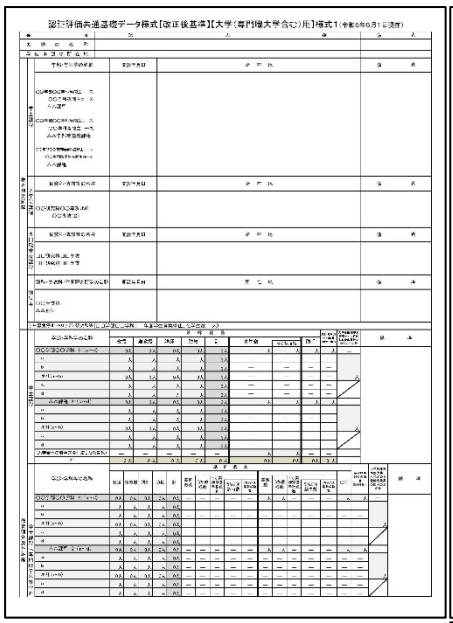

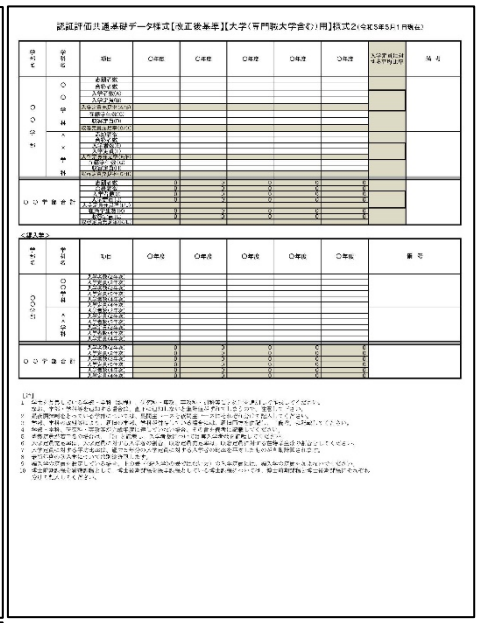

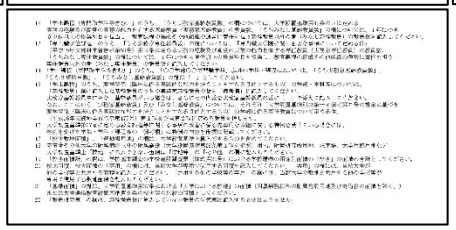

点検評価ポートフォリオの提出方法等

１　点検評価ポートフォリオについて

点検評価ポートフォリオは、紙媒体（1 部）及び電子媒体（MS-Word 版（認証評価共通基礎データ様式については MS-Excel 版）及び、全体を PDF 化したデータ）で提出してください。

専門職大学は、専門職大学用の点検評価ポートフォリオ様式を使用して、点検評価ポートフォリオを作成し提出してください。

２　点検評価ポートフォリオの関連資料・データ等について

点検評価ポートフォリオの関連資料・データ等は、資料掲載 URL を提示することにより示されるのを原則としますが、Web 上で公表されていない資料を関連資料とする場合には、その資料の名称を記載のうえ、別途データ等を提出してください。提出方法の詳細については、事務局より別途お知らせします。

３　点検評価ポートフォリオの作成にあたっての留意事項

・年号の表記は原則として西暦（和暦の併記可）をご使用ください。

・点検評価ポートフォリオ目次の基準２、基準３の項目に、取り上げた取組みのタイトルを記入してください。

・記入のないページが生じた場合でも、空白のページは削除しないでください。

４　提出締切及び提出先

（1）提出締切

評価実施年度の 5 月 31 日必着

5 月 31 日が土日に当たる場合は直前の金曜日必着

（2）提出先

一般財団法人大学教育質保証・評価センター事務局

紙媒体資料の送付先：

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト B106

連絡先アドレス：daihyo@jaque.or.jp

※電子媒体の資料の提出方法については別途案内します。